

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免 簡易判定フローチャート

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた場合、国民健康保険税の減額
または免除を受けられる場合があります。

※簡易的にまとめたものであるため、詳細は必ず確認してください。

① 主に生計を担っている方(主たる生計維持者)が新型コロナウイルス感染症の影響により、「死亡」または「1か月以上の治療を有するなど重篤な傷病を負った」。

はい

いいえ

② 新型コロナウイルス感染症の影響で、
主に生計を担っている方が事業等を廃止または失業をされましたか？

はい

いいえ

③ 主に生計を担っている方が、
非自発的失業者による
軽減制度に該当しますか？

はい

「非自発的失業者軽減」の
申請してください。

いいえ

④ 新型コロナウイルス感染症の影響で、
主に生計を担っている方の令和2年中の収入
(事業・給与・不動産・山林のいずれか)が
令和元年中と比べて3割以上減少する見込みですか？

いいえ

はい

⑤ 主に生計を担っている方の令和元年中の所得合計は、
1,000万円以下ですか？

いいえ

はい

⑥ 主に生計を担っている方の、減少が見込まれる収入に
係る所得(④)以外の令和元年中の所得合計は
400万円以下ですか？

いいえ

はい

申請により国民健康保険税の全部
もしくは一部が減免となります。

減免対象外

新型コロナ関連の減免に該当しませんが、
納付相談を受け付けています。
税務課収納係へご相談ください。